

○厚生労働省令第五十二号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十六条第一項、第九十八条第三項並びに第一百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百五条第一項及び第三項並びに第一百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等)</p> <p>第十条の二の二 法第二十六条第一項の申出(第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 次項第一号イ又は第二号イに掲げる書類について、その使用される事業所の事業主による確認を受けた場合にあつては、その旨</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、同項第七号に規定する場合は、第一号イ又は第二号イに掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>一 子を養育することとなつたことによる法第二十六条第一項の申出をする者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 当該子の生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 次条各号に掲げる事実が生じた日において子を養育することによる法第二十六条第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及び</p>	<p>(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等)</p> <p>第十条の二の二 法第二十六条第一項の申出(第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>一 子を養育することとなつたことによる法第二十六条第一項の申出をする者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本 (新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 次条各号に掲げる事実が生じた日において子を養育することによる法第二十六条第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及び</p>

この号の申出をしたことがある者については、イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

イ 当該子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

ロ 当該子の生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ハ (略)

3・4 (略)

(条約等適用者の届出)

第十五条の三 適用事業所の事業主は、条約その他の国際約束（次項において「条約等」という。）により被保険者とならない者（以下この条において「条約等適用者」という。）を使用することとなつたときは、次に掲げる事項を機構に届け出るよう努めなければならぬ。

一 条約等適用者の氏名、生年月日及び住所

二 個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

2 前項の届書には、条約等の適用を受けていることを明らかにする書類を添えるものとする。

(裁定の請求)

第三十条 老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の

この号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を添付することを要しない。

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

ロ (略)

ハ (略)

3・4 (略)

(新設)

第三十条 老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

(裁定の請求)

第三十条 老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一〇十一 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。

一〇九 (略)

3 〇一二 (略)

(裁定請求の特例)

第三十条の二 老齢厚生年金（法附則第八条の規定による老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）を除く。）について、法第十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳未満の者であり、かつ、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

四 (略)

2 老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）について、

一〇十一 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一〇九 (略)

3 〇一二 (略)

(裁定請求の特例)

第三十条の二 老齢厚生年金（法附則第八条の規定による老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）を除く。）について、法第十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳未満の者であり、かつ、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 他の公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又は

これらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

五 配偶者（六十五歳に達した日の前日において特別支給の老齢

厚生年金の加給年金額の対象となつていた配偶者に限る。）が

他の公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又は

これらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2 老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）について、

六 (略)

法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一、二（略）

（削る）

三（略）

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、

その者の個人番号又は基礎年金番号

（削る）

（削る）

五 加給年金額の対象者である子のうち、令第三条の八に定める

一級又は二級の障害の状態にある子があるときは、その旨

六 同時に老齢基礎年金の裁定の請求を行わない者にあつては、その旨

法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一、二（略）

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者並びに旧国民年金法による被保険者を含む。）又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）としての国民年金の被保険者期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四（略）

四の二 配偶者（第六号に規定する配偶者を除く。）又は法第四

十四条第一項に規定する子があるときは、その者の個人番号

五 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
（新設）

七 国民年金法第二十八条第一項の規定による老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行う者にあつては、その旨

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

(削る)

二 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の

状態に関する医師又は歯科医師の診断書(その障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム)

4・5 (略)

第三十条の三 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者(老齢基礎年金(国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。)の受給権を有する者(当該老齢厚生年金が特別支給の老齢厚生年金以外のものであるときは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していなかった者に限る。)に限る。)は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 二 (略)

(削る)

(削る)

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 公的年金給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)
(新設)

4・5 (略)

第三十条の三 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者(老齢基礎年金(国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。)の受給権を有する者(当該老齢厚生年金が特別支給の老齢厚生年金以外のものであるときは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していなかった者に限る。)に限る。)は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 二 (略)

三 老齢基礎年金の受給権を取得した日以後に初めて被保険者となつた者にあつては、その旨

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名、生年月日及びその者と請求者との身分関係

(削る)

(削る)

(削る)

2 前項の請求書には、提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならぬ(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができなるときに限る。)

(削る)

(削る)

(削る)

3・4 (略)

五 公的年金給付(老齢基礎年金を除く。)を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

七 法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項の支給繰下げの申出をするときは、その旨

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができなるときに限る。)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 公的年金給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

3・4 (略)

第三十条の四 (略)

2 前項の請求書には、第三十条の二第三項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3 (略)

(法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十八条 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者(同項に規定する当事者をいう。以下同じ。)
()について、当該当事者の一方の被扶養配偶者(国民年金法第七
条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章にお
いて同じ。)である国民年金法第七條第一項第三号に規定する第
三号被保険者(以下「第三号被保険者」という。)であつた当該
当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者
の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること(当該当
事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除
く。)とする。

別表(第三十条、第三十条の二、第三十一条の二―第三十一条の四
、第三十四条の二の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第四
十四条、第四十五条、第四十五条の三、第四十七条、第四十七
条の二、第五十条、第五十条の二、第五十一条の四、第六十条、第
六十一条、第六十一条の三、第六十二条の二、第六十五条、第六
十八条の三、附則第十一項関係)

一(四) (略)

第三十条の四 (略)

2 前項の請求書には、第三十条の二第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 (略)

(法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十八条 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定
める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の
事情にあつた当事者(同項に規定する当事者をいう。以下同じ。)
()について、当該当事者の一方の被扶養配偶者(国民年金法第七
条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章にお
いて同じ。)である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が
当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し
、当該事情が解消したと認められること(当該当事者が婚姻の届
出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。)とする。

別表(第三十条、第三十一条の二―第三十一条の四、第三十四条の
二の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第四十四条、第四十
五条、第四十五条の三、第四十七条、第四十七条の二、第五十
条、第五十条の二、第五十一条の四、第六十条、第六十一条、第六
十一条の三、第六十二条の二、第六十五条、第六十八条の三、附
則第十一項関係)

一(四) (略)

(国民年金法施行規則の一部改正)

第二条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(第一条の二各号のいずれかに該当する者に関する届出)</p> <p>第一条の五 日本国内に住所を有するに至つた者であつて、第一条の二各号のいずれかに該当するに至つたものは、その事実が発生した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(条約等適用者の届出)</p> <p>第一条の六 日本国内に住所を有するに至つた者であつて、条約その他の国際約束(次項において「条約等」という。)により被保険者とならないものは、次に掲げる事項を機構に届け出るよう努めなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)</p> <p>2 前項の届書には、条約等の適用を受けていることを明らかにする書類を添えるものとする。</p> <p>(時効消滅不整合期間の届出)</p> <p>第六条の五 法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(第一条の二各号のいずれかに該当する者に関する届出)</p> <p>第一条の五 日本国内に住所を有するに至つた者であつて、第一条の二各号のいずれかに該当するに至つたものは、その事実が発生した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(時効消滅不整合期間の届出)</p> <p>第六条の五 法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金の裁定の請求を行う場合は、この限りでない。

一 二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三 昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者の個人番号又は基礎年金番号

四 (略)

五 同時に老齢厚生年金の裁定の請求を行わない者にあつては、

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金の裁定の請求を行う場合は、この限りでない。

一 二 (略)

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

五 公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者が受ける権利を有する同条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

七 (略)

八 厚生年金保険法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する

その旨

4 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二 (略)

5・6 (略)

第十六条の四 老齢厚生年金の受給権者である者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求（法第二十八条第一項の規定による支給繰下げの申出を行う場合に限る。）は、第十六条及び第十六条の二の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 二 (略)

(削る)

三 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有しているときは、当該配偶者の個人番号又は

平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の第三項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行う者にあつては、その旨

4 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

四 公的年金給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

五 (略)

5・6 (略)

第十六条の四 老齢厚生年金の受給権者である者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求（法第二十八条第一項の規定による支給繰下げの申出を行う場合に限る。）は、第十六条及び第十六条の二の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 二 (略)

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に被保険者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有しているときは、当該給付の名称、当該給付

基礎年金番号

(削る)

四・五 (略)

2 老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されている者にあつては、前項の請求書に、提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならぬ(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)

(削る)

(削る)

(削る)

に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五 公的年金給付等を受けることができる者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六・七 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有することとなつた者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を確認した書類

三 老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報提供を受けることができないときに限る。)

3 5 (略)

第十六条の五 特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求(六十五歳に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。)は、第十六条の規定にかかわらず、前条第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2 | 第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の五の二 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求(厚生年金保険法附則第八条の二各項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合を含む。))又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日(二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。)の属する月の前月までに請求するものに限る。)は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2 | 第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金

3 5 (略)

第十六条の五 特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求(六十五歳に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。)は、第十六条の規定にかかわらず、前条第一項各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

3 | 第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の五の二 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求(厚生年金保険法附則第八条の二各項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合を含む。))又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日(二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。)の属する月の前月までに請求するものに限る。)は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2 | 前項の請求書には、第十六条の四第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3 | 第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年

について準用する。

第十六条の六 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する者に限る。）であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行ったものの平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日（二以上の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（削る）

2| 第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

3| （納付受託による納付の方法）
第七十二条の四（略）

2| （略）
3| 被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の第三項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを

金について準用する。

第十六条の六 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する者に限る。）であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行ったものの平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日（二以上の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2| 前項の請求書には、第十六条の四第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3| 第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

3| （納付受託による納付の方法）
第七十二条の四（略）

2| （略）
3| 被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の第三項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを

<p>読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 納付書の記載事項</p> <p>ロ 第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出) 第七十三条の七 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、<u>出産</u>の年月日を明らかにすることができる書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）</p> <p>(様式略)</p>	<p>読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 納付書の記載事項</p> <p>ロ 第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出) 第七十三条の七 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、<u>当該第一号被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）</p> <p>(様式略)</p>
<p>読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 納付書の記載事項</p> <p>ロ 第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出) 第七十三条の七 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、<u>当該第一号被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）</p> <p>(様式略)</p>	<p>読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 納付書の記載事項</p> <p>ロ 第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出) 第七十三条の七 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、<u>当該第一号被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）</p> <p>(様式略)</p>

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第三条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(従前沖繩に住所を有していた者の書類の提出等)</p> <p>第三十七条 令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長(住所が沖繩県の区域内にない者にあつては、沖繩県の区域内における最後の住所地の市町村長)に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(従前沖繩に住所を有していた者の書類の提出等)</p> <p>第三十七条 令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長(住所が沖繩県の区域内にない者にあつては、沖繩県の区域内における最後の住所地の市町村長)に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、<u>性別</u>、生年月日及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

第四条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六條の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の三(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)又は第十二條の八第一項(同條第九項(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは第二項(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による退職共済年金(以下「特別支給の退職共済年金」という。)に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 配偶者又は加給年金額の対象者である子(六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。)があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨</p>	<p>附則</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六條の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の三(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)又は第十二條の八第一項(同條第九項(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは第二項(平成九年経過措置政令第二十二條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による退職共済年金(以下「特別支給の退職共済年金」という。)に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 配偶者又は加給年金額の対象者である子(六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。)があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨</p>

(削る)

(削る)

五| 加給年金額の対象者である子が新障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

六| (略)

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、次に掲げる書類

イ| 請求者と配偶者又は加給年金額の対象者である子との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ロ| 配偶者又は子が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

ハ| 前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ニ| ハの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであると

五| 厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十号に規定する他の公的年金給付等（以下「公的年金給付等」という。）を受け

る権利を有するときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

六| 配偶者（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者に限る。）が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

(新設)

七| (略)

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、その者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略) きは、診断書及びレントゲンフィルム

(支給停止解除の申請)

第十九条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

七 配偶者が公的年金給付等(厚生年金保険法施行規則第三十条

第一項第十号に規定する他の公的年金給付等であつて、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とするものをいう。以下同じ。

一) を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3 (略)

(併給調整事由消滅の届出)

第二十条 退職共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている当該退職共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一 五 (略)

六 配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年

5 (略)

(支給停止解除の申請)

第十九条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

七 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3 (略)

(併給調整事由消滅の届出)

第二十条 退職共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている当該退職共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一 五 (略)

六 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の年金コード

金番号

2・3 (略)

(支給停止解除の申請)

第二十九条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 六の二 (略)

七 配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3 (略)

(併給調整事由消滅の届出)

第三十条 障害共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けることにより支給が停止されている当該障害共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一 五 (略)

六 配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3 (略)

(支給停止解除の申請)

第二十九条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 六の二 (略)

七 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3 (略)

(併給調整事由消滅の届出)

第三十条 障害共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けることにより支給が停止されている当該障害共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一 五 (略)

六 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者

2
・
3

(略)

2
・
3

(略) の個人番号又は基礎年金番号

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求) 第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行つたものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>三の二 加給年金額の対象者となるべき者が二十歳未満で障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子であるときは、その旨</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 加給年金額の対象者となるべき者があるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 請求者とその者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p>	<p>附則</p> <p>(退職共済年金の裁定の請求) 第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行つたものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類</p> <p>(新設)</p>

<p>ロ その者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類</p> <p>ハ 前項第三号の二に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する診断書</p> <p>6 (略)</p> <p>(支給停止の申出の撤回) 第五十二条の四 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の障害が厚生年金保険法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>(支給停止の申出の撤回) 第五十二条の四 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第二条第九項第二号イの期限) 第四条 法第二条第九項第二号イに規定する厚生労働省令で定める期限は、法第三条の規定による公表の日から六月が経過する日とする。</p>	<p>(法第二条第九項第二号イの期限) 第四条 法第二条第九項第二号イに規定する厚生労働省令で定める期限は、法第三条の規定による公表の日から十月が経過する日とする。</p>

(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第四条 国民年金法施行規則第十六条、第十六条の二及び第十六条の三の規定は、平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定の請求について準用する。この場合において、第十六条第一項第四号ロ中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号。以下「平成二十二年経過措置政令」という。）第八条第一項」と、同条第二項第八号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号イ中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項一号」と、同号ハ中「支給権者」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日において受給権者」と、<u>第十六条の二第三項第三号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号ロ中「受給権者」とあるのは「平成二十二年改正</u></p>	<p>附則</p> <p>第四条 国民年金法施行規則第十六条、第十六条の二及び第十六条の三の規定は、平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定の請求について準用する。この場合において、第十六条第一項第四号ロ中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号。以下「平成二十二年経過措置政令」という。）第八条第一項」と、同条第二項第八号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号イ中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項一号」と、同号ハ中「支給権者」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日において受給権者」と、<u>第十六条の二第三項第六号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同条第一項各号に掲げる」とあるのは「同令第七条第一項一号に規定する」と、同項第七号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に</u></p>

法の施行日において受給権者」と、同条第四項第二号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

該当する」と、同号口中「受給権者」とあるのは「平成二十二年改正法の施行日において受給権者」と、同条第四項第五号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中厚生年金保険法施行規則第十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第二条中国民年金法施行規則第一条の五の次に一条を加える改正規定 令和六年七月一日

二 第一条中厚生年金保険法施行規則第十条の二の二の改正規定（同条第一項に一号を加える部分及び同条第二項にただし書を加える部分に限る。） 令和七年一月一日